

土と水と人と  
会津北部土地改良区広報

令和3年3月1日  
発行  
会津北部土地改良区  
〒966-0017  
福島県喜多方市  
関柴町三津井字前田454-1  
TEL 0241-22-7356  
FAX 0241-22-7396  
URL www.aizuhokubu.or.jp  
E-mail info@aizuhokubu.or.jp



目次

- 理事長 挨拶 ..... 2
- 第12期総代総選挙執行 ..... 3
- 第46回臨時総代会開催 ..... 4
- 令和元年度 事業報告 ..... 5
- 令和元年度 決算、財務の公表 ..... 6
- お知らせ ..... 8
  - 治水協定
  - 新役員就任
- 令和3年度配水計画 .....10
- 届出を忘れずに .....12

福島県会津農林事務所主催  
関柴小学校 たんぼの学校  
土地改良施設見学の様子



会津北部

組合員数 3,771 人  
受益面積 4,781.7ha



## ご挨拶



会津北部土地改良区  
理事長 佐藤 雄一

日頃より、会津北部土地改良区の業務運営に対し深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、任期満了に伴う役員改選により、去る1月20日の理事会において不肖、私が理事長の重責を担うことになり身の引き締まる思いであります。

組合員のための土地改良区であることを念頭に職責を全うしていく決意でありますので、よろしくお願い申し上げます。

昨今の農業情勢は、人口減少やコロナ禍による生活様式の変化等もあり、米の国内需要が減少し米価も下落傾向にあり大変厳しい状況にあります。

先輩諸氏の努力によって整備された基幹水利施設等も、造成後30年以上が経過し、老朽化が進行し、維持管理に苦慮していたことから平成28年度から令和5年度までの8年間、総事業費54億円で国営かんがい排水事業「会津北部地区」を実施しているところがあります。

また、同様に前歴の国営事業の附帯県営かんがい事業等で造成された農業水利施設等の長寿命化を図るため、平成30年度からは県営水利施設等保全高度化事業にも取り組んでいるところであります。これらの土地改良事業は、農業水利施設の長寿命化を図ることにより、組合員の将来の負担を軽減しようとするものであります。

今後も国・県・市町村等関係機関と緊密に連携し、土地改良事業の推進に努めてまいります。

役職員一体となって会津北部土地改良区の公正、公平な業務運営に努めてまいりますので一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げご挨拶といたします。



# 第12期総代総選挙執行

任期満了による総代総選挙は、平成31年4月1日改正土地改良法の施行によって、従前は選挙管理委員会が管轄する公職選挙法に基づく選挙であったものから、新たに土地改良区が定め県知事認可を得た定款附属書総代選挙規程に基づき執行されました。

選挙は無投票となり、50名の方々が総代に当選され令和2年12月15日に就任されました。

総代は組合員の代表であり、総代会は土地改良区の最高意思決定機関です。

就任された総代の皆様には土地改良区の事業計画・予算・決算などの審議、土地改良事業推進と土地改良区の運営にご尽力を賜ります。

総代を退任された皆様には、長きにわたるご協力に感謝申し上げますとともに、今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## 第12期総代任期 令和2年12月15日から令和6年12月14日まで 4年間

第一選挙区 28名				第二選挙区 13名				
市町村	行政区名	氏名	再新	市町村	行政区名	氏名	再新	
喜多方		湯浅 卓也	新	塩川		湯浅 勝則	新	
松山	飯田	上野 忠義	新	堂島	大沢	三瓶 隆	新	
	村松	川口 善弘	新		赤星	花見 嘉範	再	
	吉志田	京野 和人	新		沖	小島 雄一	新	
上三宮	上三宮	蓮沼 進	新		柴城	舘内 幸夫	再	
	見頃	佐藤 清隆	新		西鑑沼	鈴木 淳一	再	
	譲屋	田澤 徳博	新		能力	佐藤 孝徳	再	
岩月	二軒在家	遠藤 眞雄	再		大木	邊見 秀一	新	
	中田付	矢吹 清光	新		貝沼	三橋 利裕	新	
	稲田	山崎 正春	元		姥堂	中ノ目	大原 新市	新
	稲村	小野寺 光一	新	上利根川		大堀 和雄	新	
	下岩崎	飯島 昭一	新	別府		遠藤 信春	新	
関柴	藤城 厚二	再	源太屋敷	須藤 眞		新		
関柴	平林	小枝 清	再	第三選挙区 6名				
	上勝	菊地 一郎	新	市町村	行政区名	氏名	再新	
	上高額	五十嵐 仁	再	加納	棘原	山口 利榮	新	
	西中明	永井 俊雄	新		岩尾	岩本 和人	新	
	三城目	穴澤 良幸	新		針生	中丸 憲夫	新	
熊倉	八丁	柚木 利勝	新	熱塩	金屋	遠藤 諭	新	
	小沼	鶴川 優一	新		熱塩	渡部 三治	新	
	辻	五十嵐 隆	新		御林	菅井 大輔	再	
慶徳	新町	五十嵐 勉	新	第四選挙区 3名				
	松野	片桐 重人	新	市町村	行政区名	氏名	再新	
	堀出	石田 久雄	新	北塩原村	北山一区	菊地 泰正	新	
豊川	高吉	結城 一也	新		北山三区	奥川 維之	再	
	荒分	山内 武	新		下吉	佐藤 稔	新	
	一の堰	渡部 信夫	新					
	堂畑	手代木 義一	新					

【敬称略】



# 第46回臨時総代会開催

臨時総代会は第12期新総代において、下記のとおり開催され、慎重審議の結果、全13議案は原案のとおり可決、承認されました。

なお、第13号議案役員選任は無記名による賛否の投票で行い、第12期の新役員が選任されました。

日時 令和2年12月24日(木) 午前9時  
 場所 会津北部土地改良区 2階大会議室  
 定数等 定数50名、現員数50名 出席者49名(出席率98%)

議長	小島 雄一 総代	(第2選挙区	塩川町・沖)
議事録署名人	飯島 昭一 総代	(第1選挙区	岩月町・下岩崎)
	奥川 維之 総代	(第4選挙区	北塩原村・北山)
議案第13号	石田 久雄 総代	(第1選挙区	慶徳町・堀出)
立会人	永井 俊雄 総代	(第1選挙区	関柴町・西中明)
	山口 利榮 総代	(第3選挙区	熱塩加納町・棘原)



## 提出議案

- 議案第1号 令和元年度 事業報告及び財産目録の承認について
- 議案第2号 令和元年度 一般会計収入支出決算承認について
- 議案第3号 令和元年度 決済金特別会計収入支出決算承認について
- 議案第4号 令和元年度 日中ダム等維持管理事業特別会計収入支出決算承認について
- 議案第5号 令和元年度 基幹水利施設管理事業特別会計収入支出決算承認について
- 議案第6号 令和元年度 国営造成施設管理体制整備促進事業特別会計収入支出決算承認について
- 議案第7号 令和元年度 遠田貝沼揚水機等維持管理事業特別会計収入支出決算承認について
- 議案第8号 令和元年度 遠田第二揚水機維持管理事業特別会計収入支出決算承認について
- 議案第9号 令和元年度 大平沼小水力発電所特別会計収入支出決算承認について
- 議案第10号 令和元年度 積立金特別会計収入支出決算承認について
- 報告第1号 令和元年度 決算監査報告
- 報告第2号 令和2年度 中間監査報告
- 議案第11号 令和2年度 一般会計 収支補正予算について
- 議案第12号 令和2年度 大平沼発電事業特別会計 収支補正予算について
- 議案第13号 会津北部土地改良区 役員選任について



# 令和元年度事業報告

## (1) 国営会津北部かんがい排水事業

地区名	区分	全体計画	平成30年度まで	令和元年度	令和2年度以降	付記
会津北部	内容	国営造成施設 保全対策工	八方・下台・関柴 幹線保全対策	八方頭首工外3 保全対策工	国営造成施設 保全対策工	【負担割合】 国 66.66% (2/3) 県 17.00% 市町村 8.17% 受益者 8.17%
		測量試験費	機側計装機器更新 頭首工等実施設計	大平沼取水施設 保全対策工	測量試験費	
		営繕費等事務費	営繕費等事務費	大平沼発電所改修 1期(3年国債) 営繕費等事務費	営繕費等事務費	
事業費		5,688,000千円	1,287,000千円	678,000千円	3,723,000千円	工期 H28~R5(8年間)

## (2) 県営水利施設等保全高度化事業（一般型（基幹水利施設保全部型））

地区名	区分	全体計画	平成30年度まで	令和元年度	令和2年度以降	付記
会津北部	内容	県営造成 頭首工、用水路 施設機械 保全対策工	三吉用水路等 保全対策工	松野本外3頭首工 電気計装設備更新 網取頭首工護床工改修	県営造成施設 保全対策工	【負担割合】 国 50.00% 県 25.00% 市町村 8.00% 受益者 17.00%
		測量試験費	実施設計	測量試験費	測量試験費	
		事業費		500,000千円	20,000千円	

## (3) 県営日中ダム維持管理事業

令和元年度 事業費	施設管理者 / 持分比率	形態	持分 事業費	負担対象 事業費	土地改良区 組合員負担額	付記
76,762 千円 人件費・運営費 60,258千円 運営費(設備整備費) 16,504千円	治水 県土木部【代表】	47.5%	所有	36,463千円	-	うち 市町村補助金 3,785千円
	農水 県農林水産部	49.0%	管理 受託	37,612 千円	28,202千円 約45%	
	上水 市水道課	3.0%	所有	2,303千円	7,436千円 9.5%	
	発電 東北自然エネ(株)	0.5%	所有	384千円	-	

## (4) 市町村営事業【土地改良区への支援・関連施設の管理事業】

事業名	事業費	事業実施主体	付記
基幹水利施設管理事業 八方頭首工	5,411千円	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	土地改良区への操作委託費 3,541千円 国30%県30%市町村20% 組合員負担 20%
国営造成施設管理体制整備促進事業	8,500千円		多面的経費支援 補助対象 通常管理経費の37.5%以内 国50%県25%市町村25% 組合員負担なし

## (5) 発電事業

事業名	事業費	事業実施主体	付記
大平沼小水力発電事業費 (令和元年度売電収入: 30,439千円) ※土地改良施設管理費への充当額 9,000千円	27,407千円	会津北部 土地改良区	発電所維持管理費等 10,507千円 発電所点検整備費 9,460千円 日中ダム水系施設購入電気料費 5,804千円 発電事業積立資産 1,636千円

## (6) 維持管理事業の状況

令和元年度の気象の状況及び河川の流況は、ほぼ平年並みであった 気象の状況は気象庁喜多方観測所のデータによる

【かんがい期】 (5月6日~9月6日 124日間)

6月21日~8月20日 64日間における期間 累計雨量308mm 最高気温37.4℃ 日照時間累計388.9hr

7月29日~8月15日 18日間は無降雨

【非かんがい期】 (4月1日~5月5日・9月7日~3月31日 242日間) 冬期間は平地山地ともに降雪量が極少

※台風19号(10月12日上陸)は全国的に大きな被害となった。3日間の累計雨量は気象庁喜多方観測所78mm日中ダム雨量計84mm  
で1時間の最大降雨量10mmを記録。当区では洪水警戒体制をとり備え、点検の結果、管理施設に大きな被害はなかった。

【かんがい期】 ダム、頭首工、幹線支線用水路、揚水機など維持管理事業計画(平成29年1月12日付福島県指令会農林4230号  
変更県知事認可)に定めた管理対象施設を点検整備し、用排水維持管理委員会、水系毎の水利委員会と連携し  
て農業用水の効果的な運用に努めた。

【非かんがい期】 管理施設の維持のため通水し、地域用水として利用され多面的機能の発揮に努めた。  
国営・県営事業の工事による通水停止は、農林水産省・福島県の配慮で、その影響を最小限に抑えて施工され、  
水利委員会、集落と連絡調整しながら、通水の状況を回覧等により地域住民へ周知した。



## 令和元年度決算 財務の公表

## 収入支出決算書

会計名（経常経費）		予算額	収入決算額	支出決算額	差引残額
①	一般会計	86,285,865	87,274,149	66,978,681	20,295,468
②	決済金特別会計	3,156,935	3,273,217	2,562,000	711,217
③	日中ダム等維持管理事業特別会計	85,140,592	85,464,798	78,189,973	7,274,825
④	遠田貝沼揚水機等維持管理事業特別会計	6,992,631	7,139,631	4,157,731	2,981,900
⑤	遠田第二揚水機維持管理事業特別会計	1,634,067	1,618,666	947,255	671,411
⑥	基幹水利施設管理事業特別会計	8,057,517	8,057,457	4,037,819	4,019,638
⑦	国営造成施設管理体制整備促進事業特別会計	11,920,991	11,920,924	9,864,785	2,056,139
⑧	大平沼小水力発電所特別会計	44,936,734	45,175,820	36,407,438	8,768,382

## 【収入支出差引残金】

①一般会計は令和2年度一般会計へ繰越。

②決済金特別会計、③日中ダム等特別会計、④遠田貝沼特別会計、⑤遠田第二特別会計、⑥基幹水利特別会計、⑦国造管理体制特別会計は、複式簿記会計方式導入に伴う会計の統合により、すべて令和2年度一般会計へ繰越。

⑧大平沼小水力発電所特別会計は、令和2年度大平沼発電事業特別会計へ繰越。

積立金特別会計		予算額	収入決算額	支出決算額	差引残額
⑨	財政調整準備積立金特別会計	164,127,126	164,150,511	0	164,150,511
⑩	決済金積立金特別会計	21,364,437	21,366,628	54,700	21,311,928
⑪	国営負担金積立金特別会計	206,394,826	206,421,861	0	206,421,861
⑫	日中ダム等維持管理費積立金特別会計	166,971,052	166,991,709	12,000,000	154,991,709
⑬	遠田貝沼揚水機等維持管理費積立金特別会計	16,951,362	16,953,606	0	16,953,606
⑭	遠田第二揚水機維持管理費積立金特別会計	3,191,468	3,191,568	0	3,191,568
⑮	職員退職給与積立金特別会計	33,888,985	33,892,612	0	33,892,612
⑯	大平沼発電所整備補修引当金等積立金特別会計	75,515,202	75,516,393	8,000,000	67,516,393

## 【収入支出差引残額】

⑨財調積立、⑩決済金積立、⑪国営負担金積立、⑫日中ダム等積立、⑬遠田貝沼積立、⑭遠田第二積立、⑮職退給与積立は、複式簿記会計方式導入に伴う会計の統合により、すべて令和2年度一般会計へ繰越したのち、特定資産として計上。

⑯大平沼発電積立は、令和2年度大平沼発電事業特別会計へ繰越したのち、特定資産として計上。



規約第45条の規定に基づき、令和元年度の収支決算等 財務の状況をお知らせします。

収入支出決算額（全会計）

会計		一般会計	特別会計 (発電除く)	発電事業 特別会計	積立金 特別会計	合計
項目						
収入	賦課金	61,246,884	54,438,065	—	—	115,684,949
	補助金	945,601	12,285,700	—	—	13,231,301
	受託料	0	3,541,000	—	—	3,541,000
	借入金	0	0	—	—	0
	決済金	0	1,540,363	—	—	1,540,363
	管理費負担金収入	0	718,500	—	—	718,500
	雑収入	4,623,799	912,032	177	87,730	5,623,738
	売電収入	—	—	30,439,009	—	30,439,009
	売電収入土地改良施設管理費充当繰入金	—	9,000,000	—	—	9,000,000
	繰入金（内部取引・積立）	—	1,220,000	—	44,252,000	45,472,000
	積立特別会計からの繰入金（積立金取崩）	54,700	12,000,000	8,000,000	—	20,054,700
	前年度繰越金	20,403,165	21,819,033	6,736,634	644,145,158	693,103,990
	合計	87,274,149	117,474,693	45,175,820	688,484,888	938,409,550
	支出	工事費	0	0	0	—
維持管理費		0	39,659,789	—	—	39,659,789
発電事業維持管理費		—	—	25,250,602	—	25,250,602
売電収入土地改良施設管理費充当		—	—	9,000,000	—	9,000,000
県営事業分担金		0	21,266,619	—	—	21,266,619
県営・団体営維持管理事業負担金		0	13,774,000	—	—	13,774,000
県土地連特別賦課金		0	400,000	—	—	400,000
償還金		10,527,540	—	—	—	10,527,540
運営事務費		35,481,021	—	—	—	35,481,021
事務所費		1,691,322	—	—	—	1,691,322
諸税負担金		24,798	65,466	520,836	—	611,100
積立会計へ繰出金（積立金の積増）		19,254,000	23,362,000	1,636,000	—	44,252,000
その他繰出金（内部取引・積立特会取崩）		0	1,220,000	—	20,054,700	21,274,700
その他支出		0	11,689	—	0	11,689
合計	66,978,681	99,759,563	36,407,438	20,054,700	223,200,382	

賦課金の納入状況

【令和元年度発行分 賦課金】

賦課区分	発行賦課額	徴収済額	未収金額	徴収率	摘要
経常賦課金（田・畑・無行帰沼）	52,021,772	51,713,777	307,995	99.40%	一般会計
維持管理賦課金（日中ダム水系基幹施設）	49,890,305	49,595,715	294,590	99.41%	維持管理特別会計
維持管理賦課金（遠田貝沼揚水機水系基幹施設）	3,930,298	3,909,866	20,432	99.48%	維持管理特別会計
維持管理賦課金（遠田第二揚水機）	949,708	932,484	17,224	98.19%	維持管理特別会計
日中ダム水系県営団体営償還賦課金	5,162,319	5,131,712	30,607	99.41%	一般会計
事業実施各地区の償還賦課金（19件）	4,412,507	4,401,395	11,112	99.74%	一般会計
合計	116,366,909	115,684,949	681,960	99.41%	過去5年平均徴収率 99.21%

【過年度発行分 長期未収賦課金】

会計区分	過年度発行 長期未収賦課額	令和元年度 収納額	長期未収 賦課金額	徴収率	摘要
一般会計	4,939,389	1,424,773	3,514,616	28.85%	（経常賦課金・償還賦課金）
日中ダム等維持管理特別会計	1,678,148	571,267	1,106,881	34.04%	（維持管理賦課金）
遠田貝沼揚水機等維持管理特別会計	266,746	144,154	122,592	54.04%	（維持管理賦課金）
遠田第二揚水機維持管理特別会計	—	—	—	—	（維持管理賦課金）
合計	6,884,283	2,140,194	4,744,089	31.09%	過去5年平均徴収率 10.91%



## 令和元年度決算 財務の公表

## 財産目録

項目	金額 (円)
<b>【資産の部】</b>	
流動資産	54,421,773
現金及び預金	46,778,980
未収賦課金等	7,642,793
令和元年度発行賦課金	681,960
過年度発行賦課金	4,744,089
過剰金	2,216,744
固定資産	177,316,746
土地 事務所敷地外 4,478.42㎡	24,441,703
建物 事務所外	121,515,060
車両機械器具 車両7台外	15,957,312
備品	15,402,671
特定資産	668,430,188
積立資産 財政・決済金・国営負担・維持管理3水系・発電	634,537,576
引当積立資産 職員退職引当	33,892,612
基本財産	2,880,000
出資金 JA会津よつば430口・県土地連245口	2,880,000
資産合計	903,048,707
<b>【負債の部】</b>	
長期負債	49,464,319
長期借入金 日本政策金融公庫 30件	49,464,319
短期負債	668,430,188
決済金積立金・国営負担金積立金・職員退職給付引当積立金ほか	668,430,188
負債合計	717,894,507

## 業務運営

## ◎土地改良法に基づく認可申請

会津北部土地改良区定款 変更認可 令和2年1月29日 福島県指令農整第1465号

## ◎定款・規約・諸規程の改正

令和元年12月12日総代会議決

- ・定款の一部改正
- ・定款附属書総代選挙規程の制定
- ・定款附属書役員選任規程の一部改正
- ・規約の一部改正
- ・会計細則の改正（令和2年度複式簿記会計方式導入）
- ・利水調整規程の制定

令和2年3月26日総代会議決

- ・地区除外等処理規程の一部改正
- ・転用決済金管理運用規程の名称変更及び規程の一部改正
- ・職員退職給与支給並びに基金積立規程の名称変更及び規程の一部改正

○総代会  
2回

臨時総代会 平成30年度事業報告決算、令和元年度補正予算、定款規約規程変更等  
通常総代会 令和元年度補正予算、令和2年度事業計画・予算、規約変更等

○理事会  
6回

監査指摘事項の改善方針、法132条検査指摘事項の改善方針、平成30年事業報告決算  
令和元年度補正予算、令和2年度事業計画・予算、長期未収賦課金徴収体制等

○監事会  
5回

監査（平成30年度決算・令和元年度上半期・下半期） 3回

○係・担当委員会等  
16回

国・県営事業実施状況、かんがい用水運用と見込み、利水調整規程に基づく配水計画  
長期未収賦課金の状況と対策、長期未収賦課金徴収体制素案等



# おしらせ

会津北部土地改良区 | <http://www.aizuhokubu.or.jp/> | 検索

## 阿賀野川水系治水協定の締結

～既存ダムの洪水調整機能強化へ向けて～

既存ダムの洪水調整機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月12日）に基づき、令和2年5月29日付けで阿賀野川水系治水協定が締結されました。

- ・国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長
- ・農林水産省東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所長
- ・福島県商工労働部長
- ・福島県土木部長
- ・新潟地域振興局新津地域整備部長
- ・新潟県企業局施設課長
- ・喜多方市水道事業喜多方市長
- ・会津若松地方広域市町村圏整備組合管理者
- ・東北電力(株)会津若松支社社会津ダム管理センター所長
- ・東北自然エネルギー(株)取締役社長
- ・会津北部土地改良区理事長
- ・国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所長
- ・農林水産省北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長
- ・福島県農林水産部長
- ・新潟県土木部河川管理課長
- ・新潟地域振興局津川地区振興事務所長
- ・会津若松市上下水道事業管理者
- ・南会津町長
- ・昭和電工(株)東長原事業所長
- ・東北電力(株)会津発電技術センター所長
- ・電源開発(株)小水力発電部東日本支店長

令和元年発生の台風19号等、近年激甚化する水害に対する治水対策を目的として、全ての既存ダムを対象に、その有効貯水量を洪水調節に最大限活用するため、基本方針が定められました。これに基づき、一級河川阿賀野川水系においては、上記関係21団体による治水協定が締結され、水系全体で連携をはかることで、より効果的な洪水調節機能強化が期待されます。

○洪水調節機能強化の具体的方法として、以下の対策が実施されます。

①ダム毎に降雨の基準を設け、基準を超える雨量が予測される場合、事前放流を実施し貯水容量を確保します。

②定められた期間において貯水位を低下させておく基準を設け、予め貯水容量を確保します。

当区で管理する施設では、関柴ダム、大平沼ダムが協定の対象であり、9月7日～10月31日までの期間、①事前放流を実施することで、洪水調節機能の強化をはかります。非かんがい期に実施するため、農業用水への影響はありません。

## 任期満了による新役員の就任と理事互選・監事互選

役員任期 令和3年1月20日から  
4年間 令和7年1月19日まで



理事長

佐藤 雄一  
第一選任区  
(喜多方市関柴町)



副理事長

鈴木 定芳  
第四選任区  
(耶麻郡北塩原村)



庶務理事

山田 義人  
第二選任区  
(喜多方市塩川町)



会計理事

遠藤 俊一  
第二選任区  
(喜多方市熱塩加納町)



理事

遠藤 忠一  
員外理事  
(喜多方市長)



理事

遠藤 和夫  
員外理事  
(北塩原村長)



総括監事

堀 利和  
第一選任区  
(喜多方市内)



事業管理代表理事

岩淵 真祐  
第一選任区  
(喜多方市岩月町)



賦課徴収代表理事

猪俣 孝司  
第三選任区  
(喜多方市熱塩加納町)



理事

飯野 利光  
第一選任区  
(喜多方市上三宮町)



理事

岩崎 茂治  
第一選任区  
(喜多方市慶徳町)



監事

慶徳 榮喜  
土地改良法第18条第6項  
各号に該当する員外監事



監事

大竹 良幸  
第二・三・四選任区  
(耶麻郡北塩原村)



理事

庄司 英吾  
第一選任区  
(喜多方市松山町)



理事

横山 敏光  
第二選任区  
(喜多方市塩川町)



理事

高崎 弘明  
第一選任区  
(喜多方市豊川町)



理事

羽曾部 祐仁  
第一選任区  
(喜多方市熊倉町)

第46回臨時総代会において選任された第12期役員(理事・監事)は令和3年1月20日に就任しました。同日、理事会・監事会を開催し、理事長、副理事長、係担当理事、総括監事がそれぞれ互選されました。

穴澤前理事長をはじめ役員を退任された皆様には、地域農業の発展のため土地改良事業推進に、ご尽力を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。



# 令和3年度 配水計画

利水調整規程に基づき令和3年度の配水計画を定めたので同規程第10条の規定によりお知らせします

## 1. 水利使用規則に基づき調整を行う施設

代かき期 通水期間 5月 6日から5月20日 (15日間)  
 普通期 通水期間 5月21日から9月 6日 (109日間)

9月7日から翌年5月5日  
 242日間は 非かんがい期

かんがい用水の運用は、降雨量、気象状況、ダム貯水量、河川流況を総合的に勘案しながら、ダム放流量、頭首工取水流量、分水工流量、揚水機取水流量を判断します。河川法により許可された下記の水利使用規則の範囲内において用排水維持管理委員会及び水利委員会と協議調整して実施します。

### 日中ダム水系

押切川・濁川・田付川・姥堂川・大塩川

取水施設	許可最大取水量 m <sup>3</sup> /s			年間総取水量 (制限) 千m <sup>3</sup>	水利使用規則 許可区分	取水施設管理者	備考
	かんがい期 (124日間)						
	代かき期 (15日間) 5月 6日から 5月20日まで	普通期 (109日間) 5月21日から 9月 6日まで	非かんがい期 (242日間) 9月7日から 翌5月5日まで				
日中ダム取水塔	8.761	5.344	1.059	40,210	農林水産大臣	福島県	日中ダム管理所
八方頭首工 (左岸)	5.697	4.179	1.830	59,940		喜多方市	会津北部土地改良区で操作受託
八方頭首工 (右岸)	0.154	0.127	0.040	1,770		福島県知事	会津北部土地改良区
松野頭首工	1.917	1.577	0.650	24,780			
下台頭首工	1.663	1.374	0.510	20,420			
塩川頭首工	1.640	1.302	0.460	18,530			
関柴ダム取水口	1.688	1.232	0.430	13,390			
大平沼ダム取水口	1.867	0.915	0.000	5,410			
半在家頭首工	0.473	0.378	0.130	5,270			
松野本頭首工	1.502	1.248	0.430	17,910			
慶徳頭首工	0.559	0.448	0.160	6,420			
一の堰頭首工	0.550	0.454	0.160	6,570			
堂畑頭首工	0.456	0.374	0.130	5,340			
綱取頭首工	1.186	0.977	0.330	13,810			
諏訪頭首工	0.338	0.274	0.090	3,780			
三吉頭首工	0.792	0.642	0.230	9,240			
中江堰	0.194	0.163	0.060	2,450	会津北部土地改良区		
栗生沢堰	0.155	0.128	0.040	1,780			
小塩堰	0.143	0.117	0.040	1,670			

### 揚水機水系

日橋川

取水施設	許可最大取水量 m <sup>3</sup> /s				年間総取水量 (制限) 千m <sup>3</sup>	水利使用規則 許可区分	取水施設管理者	備考	
	かんがい期 (124日間)								
	代かき期 (10日間) 5月 6日から 5月15日まで	普通期 (114日間) 5月16日 6月25日 6月26日 7月10日 7月11日 9月6日		非かんがい期 9月7日から 翌5月5日まで					
遠田貝沼揚水機場	0.567	0.360	0.120	0.383	許可量なし	規制なし	会津北部土地改良区	会津北部土地改良区	遠田貝沼用水通管
遠田第二揚水機	0.088	0.053	0.012	0.061					



農業用水は、地域の取り決めと水利委員会の指示に従って、ご利用くださるようお願いいたします。  
 水は大切な資源です。ルールを守って利用しましょう！掛け流しはやめましょう！

## 2. かんがい期における農業用水の利用調整方法

- ① 会津北部土地改良区が直接管理する施設は、降雨等の気象条件を勘案し、水利使用規則で規定された最大取水量と年間総量の範囲内で取水量を調整する。
- ② 各水系においては、水利委員会を中心として、下記の項目について会津北部土地改良区と連携をはかり、適正な用水管理を実施するものとする。
  - 1) 代かき通水日程等の調整
  - 2) 農業用水の効果的運用に関する各種対応
  - 3) 洪水時等緊急時の対応
  - 4) その他必要と認められるとき
- ③ 各水系において、農業用水が不足すると見込まれる場合、各水利委員会においては、会津北部土地改良区と連携し、次の対応を検討するものとする。
  - 1) 農業用水の配水に係る輪番制の検討
  - 2) 掛け流しを防止するための周知徹底
  - 3) その他必要と思われる節水対策の検討
- ④ 渇水等が予測または発生し、必要取水流量の確保ができないと判断した場合、用排水維持管理委員会を開催し、各地域への配水方法等を検討する。

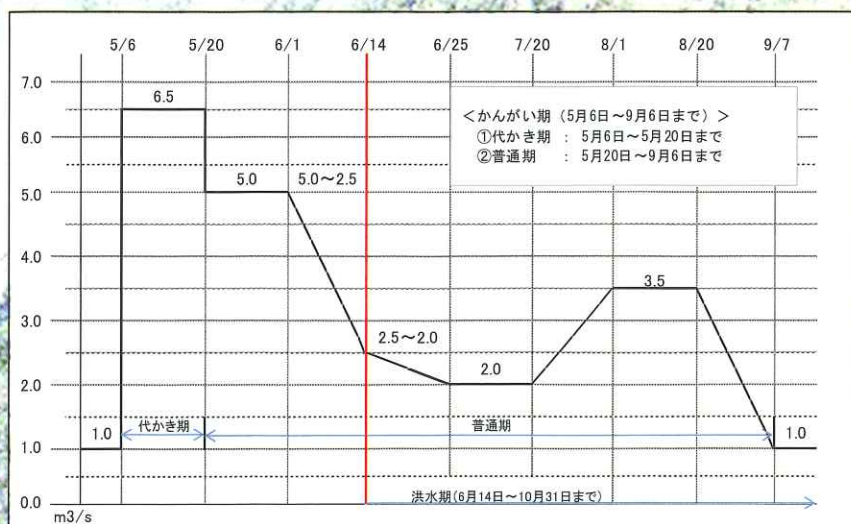
該当する水系の水利委員会と調整のうえ、取水施設の取水量を変更します。  
 なお、取水量変更後における地域・集落間の分水調整は、水利委員会・水利委員・集落役員の方々にお願いしています。上流の変更量に合わせた分水調整を適宜行ってください。

**かんがい用水は無限ではありません 限りある貴重な資源であり財産です**  
 水田への掛け流しは、他の組合員への迷惑となり用水不足の原因となりますのでお止めください。  
 用水量調整のご要望の際は、まず上流の状況をご確認のうえ、地域の水利委員会・水利委員を通して、ご連絡ください。この配水計画に基づき運用するため、個人のご要望にはお応えしかねます。

## 3. 日中ダム取水塔取水計画

- ① ダムを無駄なく有効利用するために、期間ごとに下記の取水塔取水量を目安として運用する。  
 なお、出穂期の用水を確保するため、6月中旬～7月中旬までの期間、取水塔取水量を減ずる。  
 ※降雨・貯水位の状況により取水量は増減する。  
 ※6月14日以降（洪水期）は、常用洪水吐からの放流を考慮する。

- ② かんがい期において貯水位が低下し、農業用水の放流を制限する必要が予想されるとき、または必要なときは、日中ダム農側管理者である福島県農林水産部と協議を行うとともに、用排水維持管理委員会を開催し、放流停止に伴う対応について検討を行う。





# 忘れずに届出ください



土地改良区の組合員資格や土地原簿の変更（組合員の権利、賦課金納付等の義務）は法務局・市町村窓口・農業委員会・中間管理機構などでの手続きでは変更できません。忘れずに土地改良区に関係書類の届出をして、手続きを行ってください。

- 農地を異動したとき  
（売買・利用権設定・中間管理事業・交換）
- 組合員が亡くなったとき  
（相続、未登記の法定相続を含む）
- 農業者年金の受給や農業経営を後継者へ移譲したとき
- 生前一括贈与・住所等を変更したとき

## 組合員資格 得喪の通知

【土地改良法第43条】義務

- ・土地改良区の組合員（維持管理事業を含む土地改良事業の参加資格者）となるのは、管内農地の耕作者（使用収益権者）または所有者（未登記の法定相続含む）です。【土地改良法第3条】
  - ・組合員として権利義務を取得される方は、当該農地の耕作者が所有者のいずれかで任意です。所有者・耕作者・中間管理機構などの関係者で、誰が組合員となるか、賃借料決定の前によく話し合い、組合員が変更となる場合には組合員資格得喪通知（連名）の届出を土地改良区へ提出してください。福島県農業振興公社（中間管理機構）による中間管理権設定の場合も同様です。【土地改良法第43条】
- なお、耕作権（中間管理権含む）が設定された土地について、引き続き所有者が組合員となる場合には農業委員会への届出と承認が別途必要です。

## 農地の滞納賦課金は新組合員へ継承されます



賦課金は土地原簿をもとに農地へ賦課します。利用権設定・売買・相続（法定相続・未登記含む）などで権利が異動した際、その農地に未払の賦課金があった場合、権利を取得した方に納付義務が継承され、承継組合員がその農地の滞納賦課金・過怠金を納付しなければなりません。未登記や届出の不履行、耕作権の新規設定や解除の場合でも、賦課金の納付義務は承継組合員にあります。権利異動の際は特にご注意ください。【土地改良法第42条・第113条】

## 滞納賦課金の徴収を強化しています

- ・当区では、督促や催告、役職員による戸別訪問等を実施して、滞納賦課金の回収に努めています。それでも解決できない場合には、組合員経費負担の公平性を保つため、土地改良法の手続きにより県知事から滞納処分の特認を得たうえで、強制執行による回収を検討いたします。
- ・近年、中間管理権や農業委員会議決による利用権が設定された農地において、福島県中間管理機構や耕作者から賃借料を得ているにもかかわらず、賦課金の滞納が発生し問題化しています。所有者が組合員で賦課金が未納の場合、耕作している方に多大な迷惑がかかりますので、速やかにご納入くださるようお願いいたします。

- 農地を農地以外に転用するとき
- 農地が公共事業によって買収されたとき

## 農地転用等の通知 地区除外申請

「農地転用許可申請に要する意見書交付願」の申請期日は毎月20日です。5,000㎡を超える農地転用（一時転用を含む）・地区除外には理事会の承認が必要となるため時間を要します。意見書交付の際は、納入告知書を発行します。決済金、現地確認手数料・同意書発行手数料をご納入ください。公共事業による買収転用に伴う地区除外においても地区除外申請手続・決済金納付が必要ですのでご注意ください。

### 案内図



〒966-0017  
福島県喜多方市  
関柴町三津井字前田454-1

TEL : 0241-22-7356  
FAX : 0241-22-7396  
URL : www.aizuhokubu.or.jp  
E-mail : info@aizuhokubu.or.jp

業務時間 (土日祝日除く)  
午前8時30分から午後5時15分まで